

## 県有林における企業の森づくり活動実施方針

(一部改正 平成 22 年 1 月 5 日)

(一部改正 平成 30 年 4 月 5 日)

(一部改正 令和 3 年 3 月 31 日)

(一部改正 令和 5 年 4 月 10 日)

### 第1 趣旨

本方針は、企業、NPO、地域住民等の組織する団体等(以下「企業等」という。)が社会貢献活動として県有林の一部において森林整備等を実施する場合の手続き、実施方法等を定め、県有林が果たしている公益的機能の向上を図りつつ、森林・林業に対する理解を深めることを目的とする。

### 第2 実施主体の要件

社会貢献活動のフィールドとして県有林を活用することができる企業等の要件は、県有林の森林整備等に自主的に参画する意思を持つ企業等とする。

### 第3 社会貢献活動の内容

この要領において、「企業の社会貢献活動」(以下「活動」という。)とは、県有林が果たしている県土の保全、水源のかん養及び自然環境の保全等の公益的機能を増進するための活動とする。

### 第4 実施主体の募集及び選定

- 1 活動を希望する企業等は、あらかじめ農林水産部長(以下「部長」という。)と協議(別紙様式第1号)しなければならない。
- 2 部長は、協議の内容等から、実施主体の要件、活動の構想等を審査し、実施主体としての適否を決定するものとする。
- 3 部長は、実施主体として選定した企業等について、その結果を通知(別紙様式第2号—1)するとともに、活動希望地を所管する農林総合事務所長または農林事務所長(以下「所長」という。)に協議結果を通知(別紙様式第2号—2)するものとする。

### 第5 使用許可申請等

実施主体として選定された企業等は、県営林管理要領(以下「管理要領」という。)にもとづき使用許可申請書を提出する他、次に掲げる事項を記載した「実施計画書」(別紙様式第3号)を所長に提出しなければならない。

- (1)活動の実施時期
- (2)活動を実施する県有林の場所
- (3)活動の項目(造林・間伐・保育・調査等の作業の種類)
- (4)活動の内容(実施方針、実施方法、実施時期及び内容)
- (5)活動責任者の氏名及び連絡先
- (6)位置図
- (7)活動区域図
- (8)その他必要な事項

- 2 所長は、使用許可申請を審査の上、管理要領にもとづき調査書を付して部長に進達する。なお、企業等が実施計画書を策定するに当たり、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。
- 3 部長は前項の調査書にもとづき使用許可指令書を作成し、所長を経由して実施主体に交付するものとする。

## 第6 協定の締結等

- 1 所長は、使用許可指令書の交付にあわせ、協定の目的、活動区域の位置・面積、安全確保の措置、山火事防止等の措置、その他必要事項を記載した協定書(別紙様式第4号)により企業と協定を締結するものとする。
- 2 協定の有効期間は5年以内とし、必要に応じ更新できるものとする。
- 3 所長は、次に該当する場合は、協定を破棄することができるものとする。
  - (1)活動区域の県有林に係る法令等に違反する行為があった場合
  - (2)本方針、協定に違反する行為があり、所長の指導に従わない場合
  - (3)協定に基づいた活動の実施の見込みがない場合、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
  - (4)活動区域の全部又は一部を公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じた場合
  - (5)県有林の管理・運営に支障を及ぼし又は支障を及ぼすものと認められる場合
  - (6)その他必要が生じた場合
- 4 協定の内容について変更の必要が生じた場合には、所長と企業等は協議を行い、変更協定を締結できるものとする。(別紙様式第6号)
- 5 所長は、協定を締結したときは、協定書の写しを付して部長に報告するものとする。  
また協定を破棄又は変更したときは、その理由を記載した文書を付して部長に報告するものとする。
- 6 協定書の締結は、県が当該県有林の管理のため自ら行う森林整備等の行為を妨げるものではない。

## 第7 活動の実施

活動の実施にあたっては、次によるものとする。

- 1 企業等は、使用許可指令書ならびに協定書に基づき、確実に活動を実施するものとする。なお、所長は必要に応じ、活動に立ち会うことができるものとし、その内容について公表できるものとする。
- 2 企業等は、各種法令を遵守するとともに、活動区域に関係する各種団体、近隣住民等に配慮し、円滑に活動を進めなければならない。
- 3 企業等は、森林整備・自然環境保全等についての知識・技術を有する指導者を確保するものとする。
- 4 企業等は、年度途中で活動の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ所長に連絡、調整を行い、必要に応じて「変更実施計画書」を提出するものとする。
- 5 企業等は、活動における参加者の安全の確保に努めるとともに、事故防止、保険加入等の措置を講じるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、県は一切の責任を負わない。
- 6 企業等は、活動区域以外の県有林に立ち入り、立木等の損傷をしてはならない。また、道路敷きを含め林内で火気を使用してはならない。
- 7 企業等の責に帰すべき事由により県有財産に損害を与えた場合には、企業は賠償責任を負う。
- 8 企業等は、活動によって生じた間伐材や林産物を活動区域から持ち出してはならない。ただし、所長と協議し、所長がこれを認めた場合は、間伐材や林産物を活動区域か

ら持ち出し、活用することができる

9 企業等は、活動区域を含め県有林内に工作物等を設置してはならない。

10 企業等は、毎年度の活動の実績について、年度末までに所長に「活動実績報告書」(別紙様式第5号)により報告するものとする。併せて、二酸化炭素吸収量の認証を受けるようとする企業等は、「石川県における企業の森づくり活動及び森林整備活動 CO<sub>2</sub> 吸収量認証に関する実施要領」に基づき、県が別に定める期間内に申請書(別紙様式第5号)を県(農林総合事務所経由)に対して提出するものとする。

11 企業等は、第7の協定書に基づくすべての活動を終了した際には、所長による現地の確認を受け、その指示に従わなければならない。

#### 第8 立木竹等の権利

企業等は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる所有権等のいかなる権利を有しないものとする。

#### 第9 活動の経費

活動にかかる経費は、企業等がこれを全額負担するものとする。

#### 第10 森づくり活動の登録

部長は報告を受けた協定内容について、「石川県における企業の森づくり活動に関する指針」のいしかわ企業の森づくり活動台帳(別紙様式7)(以下「台帳」という。)を準用し、登録するものとする。

また協定が破棄又は変更された報告を受けたときは、台帳に反映させるものとする。

協 議 書(標準例)

年 月 日

石川県農林水産部長 殿

住 所  
名 称  
代表者 職・氏名

社会貢献活動として、県有林において森林整備等を実施したいので、県有林における企業の森づくり活動実施方針第4条の1の規定に基づき、協議します。

記

1 県有林において社会貢献活動を行う趣旨

2 活動の構想

(1)期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2)希望する活動

(例 人工林整備、里山整備、環境教育、環境美化等)

(3)活動の内容

(例 休日等を利用し、社員及びその家族のボランティア活動を実施)

(4)活動希望地・面積

(例 金沢市近郊で人工林整備ができる森林で5ha程度等)

3 連絡先

①電話番号、②FAX番号、③Eメールアドレス、④担当者氏名

添付資料

①定款、②法人概要のわかるもの、③社会貢献活動を実施した実績があればその資料

別紙様式第2号-1

森管第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代表者 職・氏名 様

石川県農林水産部長

### 〇〇県有林における企業の森づくり活動の実施主体の選定について

県有林における企業の森づくり活動実施方針第4の3の規定に基づき、貴社を実施主体として、  
(選定する ・ 選定しません)ので、通知します。

なお、事業の実施にあたっては、実施計画書を策定のうえ、〇〇農林総合事務所(××農林事  
務所)長に使用許可申請を実施願います。

連絡先

石川県〇〇農林総合(××農林)事務所 森林部

電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇 (担当 ××)

別紙様式第2号-2

森管第 号  
年 月 日

〇〇農林総合事務所長 殿  
(××農林事務所長)

農林水産部長

〇〇県有林における企業の森づくり活動の実施主体の選定について

標記の件について、別紙のとおり（名称、住所、代表者氏名）を県有林における企業の森づくり活動の実施主体として選定したのでお知らせします。

つきましては、使用許可申請の審査ならびに実施計画書の作成について指導等遺漏のなきよう実施願います。

石川県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

## 県有林における企業の森づくり実施計画書 (標準例)

- 1 実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 県有林の場所 ○○県有林○○林班○小班のうち、○○ha
- 3 活動項目 森林環境調査、保育(つる伐り、除伐、間伐)、草刈、植樹、環境美化活動

### 4 活動スケジュール

実施時期	活動の内容	参加人数	面積	備考
計				

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 植栽を計画する場合は、樹種、本数等について記載すること。
- ・ 上表は使用許可に合わせて単年度分のみとし、複数年に渡る全体計画がある場合は、別紙(様式は任意)に記載し添付すること。

5 活動責任者の氏名及び連絡先

6 活動を実施するにあたっての指導予定者

7 その他

- ・ 位置図(縮尺 1/50,000 程度)
- ・ 活動区域図(縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度)

## 県有林における企業の森づくり活動実施 に関する協定書（標準例）

石川県知事(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)は、県有林における企業の森づくり活動実施方針(以下「実施方針」という。)に基づき、県有林において乙が社会貢献活動として森林整備等(以下「活動」という)を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、甲乙相互の連携・協力により、活動が円滑に実施されることを目的とし、甲及び乙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第2 乙は、実施方針の規定を承認し、これに従うものとする。

(活動区域)

第3 甲は、××県有林〇〇林班〇小班(所在地:〇〇市・町・村大字〇〇)のうち〇〇ha(別添図面に示す範囲)において、乙が活動を行うことを認める。

(活動の実施)

第4 乙の活動は「実施計画書」のとおりとするほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、甲の指示に従うとともに、確実に活動を実施すること。
- (2) 乙は、森林整備・自然環境保全等についての知識・技術を有している指導者を確保すること。
- (3) 乙は、活動区域に関係する各種団体、近隣住民と協働することにより、円滑に活動を進めること。

(入林の際の手続き)

第5 乙は、県有林へ入林する場合は、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を書面(FAX並びにE-mailも可)等により甲に連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、「実施計画書」以外の行為を行う場合には、甲に事前に連絡し、甲の指示に従うものとする。

(安全確保等の措置)

第6 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、甲は一切の責任を負わない。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所毎に安全確保の責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 活動参加者を必要に応じ傷害保険等へ加入させること。
- (3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は甲に速やかに連絡すること。

(法令等の遵守)

第7 乙は、活動の対象となる県有林に係る法令、条例、規則等を遵守しなければならない。また、活動にあたり他法令等で定める手続きが必要な場合は、乙が行うものとする。

(山火事防止等の措置)

第8 乙は、活動に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動参加者に対して、火気の使用の禁止を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡すること。
- (2) 活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導し、確実に実施させること。
- (3) 活動区域及びその周辺における環境美化に努めること。
- (4) 活動区域内に希少動植物が生息・生育する場合は、必要に応じ専門家に調査を依頼するとともにその保護に万全を期すこと。

(損害賠償)

第9 乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の県有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償しなければならない。

(連絡調整)

第10 甲は、活動区域に係る県有林を甲の森林管理方針に従い自ら森林整備を行う等、乙の活動に支障が生じる恐れがある場合には、事前に乙に連絡し調整するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第11 甲は、活動が円滑に実施されるよう、必要な助言等の協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12 この協定は、〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日までの間効力を有するものとする。ただし、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第13 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)石川県知事

印

(乙)株式会社〇〇

住所  
氏名

印

年 月 日

石川県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連絡先（活動責任者氏名・電話・FAX等）

県有林における企業の森づくり活動実績報告書兼  
森林整備活動 CO<sub>2</sub> 吸収量認証申請書

このことについて、企業の森づくりによる森林整備を実施したので、活動実績を以下のとおり報告するとともに、当該森林における二酸化炭素吸収量の認証申請を以下のとおり申請します。

1 活動区域の位置

市 町 大字 字 地番

2 年度活動実績

実施時期	活動の内容	参加人数	樹種	林齢	面積	備考
計						

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 樹種・林齢が複数ある場合は、各々について記載すること。
- ・ 樹種欄は、「スギ、ヒノキ、アテ、マツ、ケヤキ、その他広葉樹」の6種から選択すること。
- ・ 面積は実測値を記載すること。
- ・ 活動を実施した森林の位置図及び活動区域図（縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度の実測図）を添付すること。
- ・ 活動状況が分かる写真を添付すること。

3 開発等森林改変予定の有無

有 ・ 無（有の場合はその内容： ）

4 共同実施者がいる場合には、その名称及び所在地

名称： 所在地：

年 月 日

石川県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連絡先（活動責任者氏名・電話・FAX等）

### 県有林における企業の森づくり活動実績報告書

このことについて、企業の森づくりによる森林整備を実施したので、活動実績を以下のとおり報告します。

1 活動区域の位置

市 町 大字 字 地番

2 年度活動実績

実施時期	活動の内容	参加人数	面積	備考
計				

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 活動を実施した森林の位置図及び活動区域図（縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度の実測図）を添付すること。
- ・ 活動状況が分かる写真を添付すること。

**県有林における企業の森づくり活動実施に関する  
協定の変更(区域及び期間更新)について(申請)**

年 月 日

石川県 農林総合事務所長 殿

住 所  
名 称  
代表者 職・氏名

下記の県有林における企業の森づくり活動実施に関する協定について、県有林における企業の森づくり活動実施方針第6条の2及び同条の4の規定に基づき、協定区域の変更及び有効期間の更新を申請します。

記

1 協定の名称

2 活動の区域及び内容

別紙「県有林における企業の森づくり実施計画書」のとおり

3 更新期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 連絡先

① 話番号、②FAX番号、③Eメールアドレス、④担当者氏名

